



出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

### 十三 初期利子

平成十九年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	募集期間	払場所	元利支	償還金額	償還期限
平成十九年四月十六日	平成十九年四月十日まで	平成十九年三月二十八日から平	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十一年四月十五日
					利子を支払う。
					て、その日以前六月間に属する
					を支払うし、各支払期におい
					毎年四月十五日及び十月十五日